

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 10 回公聴会

議 事 録

開催日時 令和 5 年 1 月 27 日(金) 午後 14 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第10回公聴会議事録

1. 開催日時 令和5年1月27日(金) 午後14時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)
阿部 貴 史
齋藤 信 二
須川 直 樹
渡邊 英 敏
足田 一 則
山本 勇
小野 裕 佳
濱田 貴 史
阿部 義 広
山尾 和 久
本庄 新
藤本 昭 夫
森崎 真 吾
4. 欠席委員 清家 皆 一

事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主任

農林水産部 高野審議監兼漁業管理課長

漁業管理課 甲斐主任

臨席者 東部振興局 真田康広
5. 結果 公述者なし
6. 概要 事務局長 ただいまから、第22期大分県海区漁業調整委員会第10回公聴会を

開会いたします。

まず、この公聴会の趣旨について簡単に説明させていただきます。

この公聴会は、漁業法第64条第5項の規定に基づき、知事が作成した海区漁場計画案について、当委員会が意見を述べようとする際、当該海域において漁業を営もうとする者、その他利害関係人の意見を広く聴くために開催するものです。

そのため、この公聴会の開催について、令和5年1月12日付けで、大分県漁業協同組合各支店や県のホームページで広くお知らせし、本日まで意見を述べる方の公募をしております。

次に公聴会における発言のきまりについて説明いたします。公聴会規程により、発言される方は会長の許可を得て、所属、職、氏名を述べてから発言願います。

なお、委員の皆様は公述者に対し、質問することができますが、公述者は委員に質問することができません。

会 長 それでは、公聴事項の「海区漁場計画について」事務局から説明してください。

事務局長 それでは、議案書の3ページをご覧ください。漁業法第64条第4項の規定に基づきまして、知事から本委員会に対し意見を求められたものでございます。

次の4ページが知事からの諮問文でございます。

現在免許している共同漁業権81件、真珠養殖業を除く区画漁業権148件、定置漁業権2件を令和5年度に一齐に切替えるものです。

議案書の12ページをご覧ください。海区漁場計画の告示の案でございます。

このページの中程、漢数字の一、漁業権に関する事項の「別表」は、全てフラットファイルでお配りしております別冊紙資料に記載しております。同じページの漢数字の二 保全沿岸漁場に関する事項は該当がないため「該当なし」、次のページの漢数字の四「免許予定日」は漁業権ごとに異なり、真珠養殖業を除く区画漁業権は令和5年9月1日、共同漁業権及び定置漁業権は令和6年1月1日です。真珠養殖業の区画漁業権は今回の告示に基づく免許は行わないため「定めなし」としていません。

次に漢数字の五「四に係る申請期間」は、区画漁業権は令和5年6月1日から同年7月19日まで、共同漁業権及び定置漁業権は令和5年7

月1日から同年10月15日までとしております。真珠養殖業の区画漁業権は、免許申請を受け付けるものではないため「定めなし」としてまいります。

この漁場計画は、現地調査、各漁業権者に対して行ったヒアリングの結果及び漁業権者からの要望に基づいて検討し、作成したものでございます。説明は以上です。

会 長

説明がありましたが、この件について公述される方はございませんか。

いらっしゃらないようですので、これをもちまして本日の公聴会を終了します。